

1月の無料相談

※祝日を除く

相談名	日 時	場 所	主な相談内容(相談員)		
市民法律相談	11日、18日、25日(火)	13:30~16:00	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制(相談日の2週間前の火曜日から)		
司法書士相談	12日(水)	13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2399) 相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制		
行政書士相談	20日(木)	13:30~16:30	広報広聴課 相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)の作成などに関すること(行政書士) ※予約制		
総合労働相談	14日(金)	13:30~16:30	広報広聴課 労働・社会保険関係、働き方改革関連など(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)		
土地家屋調査士相談	5日(水)	13:30~15:30	広報広聴課 土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)		
行政相談	19日(水)	13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2399) 国や県・市など、行政全般に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)		
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15	広報広聴課 (☎内線2399) 市に対する要望、意見など(担当職員)		
税務相談	6日(木)、11日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055) 税に関すること(税理士)		
心配ごと相談	第1・第3水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995) 日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)		
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928) 商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)		
DV相談	月~金曜日	8:30~17:15	子ども包括支援課 (☎内線2392) DVに関する相談(担当職員)		
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	子ども包括支援課 (☎内線2393) 18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)		
育児相談	月~金曜日	9:30~16:30	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288) 乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)		
早期療育相談	月~金曜日	9:00~17:00	療育支援センターほか (☎822-3411) 言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)		
青少年相談	火、水、金、土曜日	9:00~17:00	青少年センター (☎823-7838) 青少年についての困りごと(相談員) ※電話相談可		
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837) 不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)		
交通事故相談	月、水~金曜日 (第3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123) 交通事故に関すること(県委嘱相談員、弁護士)		
人権相談	月~金曜日	8:30~17:15	水戸地方労務局土浦支局 (☎821-0792) 家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)		
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2900) 生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)		
精神保健相談	4日(火)	14:30~16:30	土浦保健所 (☎821-5342) 精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制、1日2件まで。日時が変更になる場合があります。		
	28日(金)	14:00~16:00			
女性の ための	フェミニスト相談	毎週火曜日	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門相談員) ※予約制	
		8日(土)			10:00~14:40
		14日、28日(金)			13:00~16:00

進めよう！男女共同参画

男女共同参画室(☎827・1107)

「デートDV」といって言葉を知っていますか？

「DV」とは、英語のドメスティック・バイオレンスの略で、夫婦や恋人など、親密な関係で起こる暴力のことです。なかでも、交際相手からふるわれた暴力を「デートDV」とい、「好きであれば、自分の思い通りになるのが当然」と考え、強引に相手をコントロールしようとする言動のことをいいます。からだへの暴力だけではなく、相手の嫌がることを強要したり、行動を制限するなど、こころを傷つけることもDVになります。

デートDVも、DVも言葉こそ違いますが、暴力という意味では同じであり、決して許されるものではありません。「ただのケンカだから」「相談するほどのことではないかも」「自分にも悪いところがあるのかな…」と考えず、不安を感じたら、ひとりで悩まずに友だちや家族に相談してください。

また、若いカップル間で起こったデートDVの解決は、当事者間だけでは難しい問題です。もし、友だちや家族で悩んでいる人がいたときは、話を聞いてあげる、専門の相談窓口で相談するように勧めるなど、力になってあげましょう。

これってデートDVかも？

- ・ 厳しく交友関係を制限する
- ・ 勝手にスマホを見たり、アドレスを消したりする
- ・ 少しでも電話やSNSの返信が遅いと怒る
- ・ 気に入らないと異常なほど怒ったり、ものに当たったりする
- ・ デート費用をすべて出させる・高価なものを買わせる
- ・ ささいなことでも大声で怒鳴る、無視する

もし、一つでも当てはまったらデートDVかもしれません。ひとりで悩まず、相談してください。

内閣府DV相談ナビ ☎#80008